

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年5月25日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年5月25日(月) 9:00～11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：8名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實(欠席)
会長職務代理者	13	浅沼 博之	"	7	菊池 家司(欠席)
委員	1	磯崎 正	"	8	大澤 正雄
"	2	伊勢崎武二(欠席)	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁	"	10	奥山 完己(欠席)
"	4	菊池 寛(欠席)	"	11	青木 保憲(欠席)
"	5	磯崎 典雄	"	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：6名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
"	2	加藤 純生(欠席)	"	6	浅沼 孝教(欠席)
"	3	笹本 守彦(欠席)	"	7	奥山 利平(欠席)
"	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：7名

7. 会議録署名委員の指名： 1番 磯崎 正委員、3番 菊池 國仁委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：0名

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
今月も先月に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者数を縮小した形での開催となりますことご了承ください。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・3番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和2年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 435㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人
譲渡人は、自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。
譲受人
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。
作付予定作物 ロベレニー

つづいて、番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,226㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人
譲渡人は、当農地において園芸植物を栽培していたが、農地の条件が栽培に適さないことから、双方の農産物の生産性において合理化を図る為、農地を譲受人に譲り渡す。
譲受人
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。
作付予定作物 サツマイモ

番号3 農地の所在 大字 番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 831m²、権利種別 3条無償移転

譲渡人

譲渡人は、当農地においてイモ類を栽培していたが、農地の条件が栽培に適さないことから、双方の農産物の生産性において合理化を図る為、農地を譲受人に譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜

番号2と3においては、道路を挟んでの位置関係にはございますが、農地を交換することによって周りの環境との関連性から、それぞれが栽培する農作物の生産性の合理化が図れるとの理由から、今回お互いが3条無償移転を結ぶはこびとなりました。

続いて申請地の説明に移ります。

【番号1 申請地説明】

続いて、番号2、番号3の申請地の説明に移ります。

【番号2・3 申請地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在アルバイトをしておりますが、休日を利用してロベレニーを栽培する計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、経営面積3.6アールと1アールを超えているため問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。

番号2の さんについては、現在会社勤務をしていて、自身の勤務する会社が使用する加工原料としてサツマイモを栽培する計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事について問題はありません。

また、下限面積については、経営面積8.31アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。

番号3の さんについては、現在農業を営んでおり、妻と共に農業を営む計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

また、下限面積については、経営面積118.34アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地に関しまして、5番委員お願いします。

農業委員5番 農地1について、譲渡人 さんは高齢の為、今後耕作する予定はないとのこと。
また、この土地はすでに口ベレニーが植えている状態であり、譲受人の さんが継続
して口ベの栽培を行っていくとのことと問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、番号2農地、番号3農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。3番委員
お願いします。

農業委員3番 農地2・農地3については、お互いの農地を交換することで、それぞれが栽培する農作物の
生産性の合理化が図れるとのこととあり、問題ないと思われます。よろしくお願ひいたしま
す。

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等はござ
いますか。
...無いようでしたら議案第1号を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用
権設定）を上程いたします。事務局説明願ひます。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意
見を求めらる。

令和2年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積919㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 明日葉 期間 5年間 賃借料は年間30,000円となります。

つづいて農地の場所の説明に移ります。

【番号1 申請地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問
題ありません。この申請地については更新ということで、明日葉が栽培されており、今後も継

続いて明日葉の栽培をする計画となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地に関しまして、1 番委員をお願いします。

農業委員 1 番 番号 1 農地について、利用権設定を受ける さんについては、明日葉部会にも加入しており、明日葉の栽培に力を入れているとの事です。更新ということで、現在農地には明日葉が植えられており、今後も継続して明日葉の栽培を行っていくとの事で問題ないと思われ
ます。よろしくお願いいたします。

議長 議案第 2 号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

...無いようでしたら第 2 号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号 平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議案第 3 号令和 2 年度八丈町農業委員会活動目標の決定について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第 3 号、平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 5 日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。

前回総会の協議第 1 号にて平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を一部文言修正の上、決定いたしました。

この案を、町ホームページに掲載し 5 月 1 日から 2 0 日まで、町民方の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでした。前回総会で目標値を高く設定するとの意見がありましたので、その旨の修正を行った別紙本案を最終的な決定としたいため審議願います。

また、農業委員会等に関する法律の第 3 7 条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあり、農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホーム

ページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日から、この平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を町ホームページにて公表します。

議長 議案第3号について、なにか他にご意見やご質問等がございますか。
...無いようでしたら第3号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については許可することと決しました。